

審査結果の要旨

論文提出者氏名 ウーゴ・ミズコ
UGO, MIZUKO

本論文の目的は、日本近代において、「文化財」という概念がどのように成立し、どのように立法化され、その保護行政の進展とともにその内容がどのように変化していったのか、ヨーロッパにおける行政の進展とを比較的しながら、建築を対象に具体的に論じたものである。

本論文は全8章と結論からなる。

第1章 文化財保護に関する法律の制定以前に、芸術作品の分類、把握概念を検討した。

江戸時代末、明治時代初期では、「工芸」という概念が中心にあった。内容は、いわゆる工芸（応用芸術）という概念より大きなもので、しかもそれが物を指すのではなく、職人が身に付けていた「工」である。これが日本独特の概念であることを明らかにした。

第2章 西欧における文化財保護関係の法律の成立過程を追跡した。考古学の発展に伴い、整備されたが、大きな分類として、文化財に動産・不動産という概念が成立した。動産（遺物・美術品）の移動、すなわち輸出の禁止が強調されている。

第3章 法律制定以前の基礎的な調査について触れた。1) 明治5年、町田久成による調査、国際博覧会への出陳品を創作するという目的。 2) 明治12年、大蔵省印刷局長得能良介による調査。 3) 明治21年、臨時全国取調局、九鬼隆一による調査、文化財調査であると同時に、産業政策のモデルの搜索でもある。 西欧においては、19世紀の英仏では、国家より私的な団体による保存運動が先行した。そして文化財の目録が作成され、国家がそれを吸い上げることになる。

第4章 日本と西欧（特にフランス）での保護行政の成立過程を概観した。保護行政は、ヨーロッパが先行するが、中央集権的な構造、強いヒエラルキーという性格は共通している。

第5章 建築保護に関する日本・西欧の法律の成立過程を論じた。明治30年の「古社寺保存法」、大正8年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」、昭和4年の「国宝保存法」という経過で、建築の保護のための法律が整備される。しかし、昭和25年に公布された新しい「文化財保護法」においては、有形文化財と同時に無形文化財という新しい枠組みが形成された。これは日本独自の展開である。 西欧においては、当初にはモニュメントが主体であったが、次第に一般の建物に保護対象が広がっていく。そこでは、次第に「物質」が重視されていく方向が認められる。 最後に、日本における建築の研究と保存方法の関係を、建築史学と修理技術の発展過程の概要を述べた。

第6章 本章では日本の建造物調査の具体的な結果である建築の実測図を対象に検討した。日本の建築の実測図は、建築の破損の状態を記述、表現するのではなく、その技術、整然とした状態を表現している。これは、建築の設計意図を表現しているのであって、伝統的な建築への理解、解体修理の方法と繋がっているようだ。したがって、洋風の建築については、それとは別の表現方法も必要と思われる。

第7章 池上本門寺の解体修理現場での知見を記録した。日本における原理、必要性、方法を丁寧に記述した。現状を測定することと、元々のデザインを推定するという2通りの実測を確認した。

第8章 桐生市にある店舗（昭和8年建設）を対象とした実測の報告である。洋風のファサードを持つので、伝統的な実測方法でなく、写真補正を用いた立体図の作成法を提案した。

結論 以上の論考を通して得た結論を述べた。建築という物の保存が主題であったが、日本と西欧との比較をすると、顕著な違いが指摘できる。西欧の場合では徹底的にものを対象とするが、日本では、無形である人々の能力を対象とする保存形態が発見される。それは、同時に、保存が生産的であることを保証しているように思われる。

本論文は、日本における文化財保護のうち、建築の保護制度の成立過程を論述し、それを西欧との比較的な視点で、対照的に描いたものである。比較的な視点から、日本の文化財保護の特徴は、大変に明解に論じられたということが出来る。

特に、建築の実測を通して、図化の方法において、極めて顕著な特徴を発見した点、建築を実測して図化するとき、実際の姿を描かないという、わが国では常識であったことが、日本の建築の本質に関わるという指摘などは、本論文提出者において初めて到達した視点である。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。